令和７年度「国際障害者年記念基金」助成金　募集要項

社会福祉法人　山口県社会福祉協議会

本会は、昭和５６年度に、障害者（児）の福祉振興のために寄附された寄附金もとに山口県内における障害者（児）の福祉振興を図ることを目的として「国際障害者年記念基金」を設置している。

このたび、地域住民に対してより障害者（児）への理解を深めるための活動や障害者の社会参加を推進するための活動、障害者（児）支援に関わる調査研究事業等に対して助成を行うこととする。

１　対象となる団体

別紙のとおりとする。ただし、山口県内において３年以上の継続した活動実績がある団体に限る。

２　対象となる事業内容

障害者（児）の福祉振興を図ることを目的とした下記の事業に該当するものとする。

	対象となる事業	具体例
（１）	調査研究事業	・障害者（児）の支援に関する調査、研究活動など
（２）	普及啓発事業	・障害の理解を深めるための一般公開型の講座、講演会など ・広報誌や WEB などの作成など
（３）	研修事業	・障害者（児）支援者の理解促進、スキルアップのための研修など
（４）	社会参加・スポーツ交流事業	・障害者（児）が参加するイベント、スポーツ大会など
（５）	自立支援事業	・障害者（児）の自立を支えるための活動など
（６）	その他目的達成に必要な事業	・全国大会や中国ブロック大会の引受など

３　助成対象経費

（１）事業実施にあたって、必要な機器等の物品購入費や講演会、研修会、大会等開催に必要な経費（講師謝礼、会場代、印刷代等）を対象とする。

（２）経常的に発生する運営費（例えば、備品、家賃、光熱費等）や助成事業に係る人件費については助成対象としない。

４　助成金額

（１）年間の助成総額は、原則２００万円とする。ただし、特別な事情がある場合（全国大会や中国ブロック大会等）は、これに限らず県社協会長が決定し、支出することができる。

（２）助成金額は、事業総額の９０％以内、かつ（３）の金額の範囲内とする。

（３）助成金額は、１団体あたり２０万円を上限とする。

５　交付の決定

助成金交付申請書を受理したのち、その内容を審査会に諮り、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨を申請団体に通知する。

６　応募方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、必要な書類を添付し、本会へ郵送または直接持参の方法で申請する。

◇応募受付期間　令和７年４月１６日（水）～ 令和７年５月２１日（水）

※郵送の場合は、必着

※持参の場合は、令和７年５月２１日（水）午後５時まで

７　申込・問合せ先

〒753-0072　山口市大手町９番６号

社会福祉法人　山口県社会福祉協議会　総務班　小田、中司

TEL　083－924－2777　　FAX　083－924－2792

≪別紙≫

国際障害者年記念基金助成対象団体

1　（一社）山口県身体障害者団体連合会
2　（一社）山口県視覚障害者団体連合会
3　（一社）山口県ろうあ連盟
4　（特非）山口県腎友会
5　山口喉友会
6　山口県脊髄損傷者福祉協会
7　（一財）山口県手をつなぐ育成会
8　山口県肢体不自由児協会
9　山口県肢体不自由児（者）父母の会連合会
10　山口県身体障害者施設協議会
11　（一財）山口県児童入所施設連絡協議会
12　（一財）山口県知的障害者福祉協会
13　（特非）山口県社会就労事業振興センター
14　（公社）山口県障害者スポーツ協会
15　山口県障害福祉サービス協議会
16　山口県精神保健福祉会連合会
17　（社福）山口県・市町社会福祉協議会
18　その他、障害者（児）の福祉振興を図ることを目的として活動している団体等